

「森永奉仕会賞」内規（専門学会対象）

（目 的）

第 1 条 森永奉仕会（以下、本法人という）定款第 4 条第 1 項 2 号に基づく、調査・研究機関または研究者に対する顕彰は、「森永奉仕会賞」と称し、その審査方法その他については、この内規の定めるところによる。

（授賞対象）

第 2 条 森永奉仕会賞は、各専門学会から推薦され、定款第 3 条の目的に適い、顕著なる功績ありと認められる研究者に対し授賞する。

（授賞金額）

第 3 条 森永奉仕会賞の授賞金額は、毎年本法人理事会（以下、理事会という）で決定する。

（募 集）

第 4 条 森永奉仕会賞の募集要領は、毎年理事会で決定し、関係専門学会に通知するとともに、募集及び次条の学会推薦を依頼する。

（申請手続）

第 5 条 森永奉仕会賞の授賞を求める調査・研究機関または研究者は、本法人所定の申請書に必要事項記入の上、調査・研究機関の代表責任者の推薦を受けて、所属学会に提出する。

2 森永奉仕会賞への申請は、本法人の目的に関連した調査・研究機関の代表責任者の推薦あるものに限り、自薦は認めない。

3 調査・研究機関の代表責任者とは、大学にあっては、申請者が所属する組織の教授をいう。教授が申請者の場合は、学部長（単科大学の場合は学長）とする。その他の機関にあっては、申請者が所属する機関の部門長とする。部門長が申請者の場合は、その機関の長とする。

4 各専門学会から提出される申請書は、本法人理事長（以下、理事長という）宛てとし、毎年 12 月末日までに提出するものとする。

(審 査)

第 6 条 専門学会より選定・提出された申請研究課題は、次の評価項目について、本法人の担当理事・担当評議員による「適・不適」判定を経て、理事会で採否を決定する。

【評価項目】

- ①森永奉仕会（定款第 3 条）の目的に対して、有用であると考えられる研究であるか
- ②人権擁護、動物福祉への配慮が適切に行われているか
- ③法令、規定、社会的規範に反していないか

(資料の提供)

第 7 条 本法人は、第 5 条の申請書に記入された事項以外に、必要とする資料の提供を求めることができる。

(申請書の提出期限日)

第 8 条 申請書の提出期日は、毎年 1 2 月末日とする。

(その他)

第 9 条 この森永奉仕会賞の受賞後に、調査・研究の結果を発表する場合は、本法人より森永奉仕会賞を受賞した旨を明記しなければならない。